

平成 19 年度

今治市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年今治市条例第 313 号）に基づき、今治市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成19年4月に新たに採用した職員数は23人です。職種別、性別内訳は以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	一般事務	土木	保健師	消防
男 性	8	2	0	8
女 性	3	0	2	0
合 計	11	2	2	8

(2) 職員の退職の状況

今治市職員の定年等に関する条例で定められている職員の定年は、年齢60歳（診療所医師は70歳）で、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。

平成18年度中における退職者数は、定年による退職者と、勸奨や自己都合・死亡等による定年前の退職者を合わせて58人で、内訳は以下のとおりです。

(単位：人)

定年退職	34
定年前退職	24
合 計	58

(3) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数(人)		対前年 増減数 (人)
		平成18年	平成19年	
一般行政部門	議会	10	10	0
	総務企画	278	275	▲3
	税務	84	82	▲2
	民生	349	332	▲17
	衛生	155	152	▲3
	労働	1	1	0
	農林水産	72	70	▲2
	商工	57	53	▲4
	土木	193	189	▲4
	小計	1,199	1,164	▲35
特別行政部門	教育	185	178	▲7
	消防	213	209	▲4
	小計	398	387	▲11
公営企業等会計部門	水道	58	59	1
	交通	11	10	▲1
	下水道	47	47	0
	その他	41	52	11
	小計	157	168	11
合計		1,754	1,719	▲35

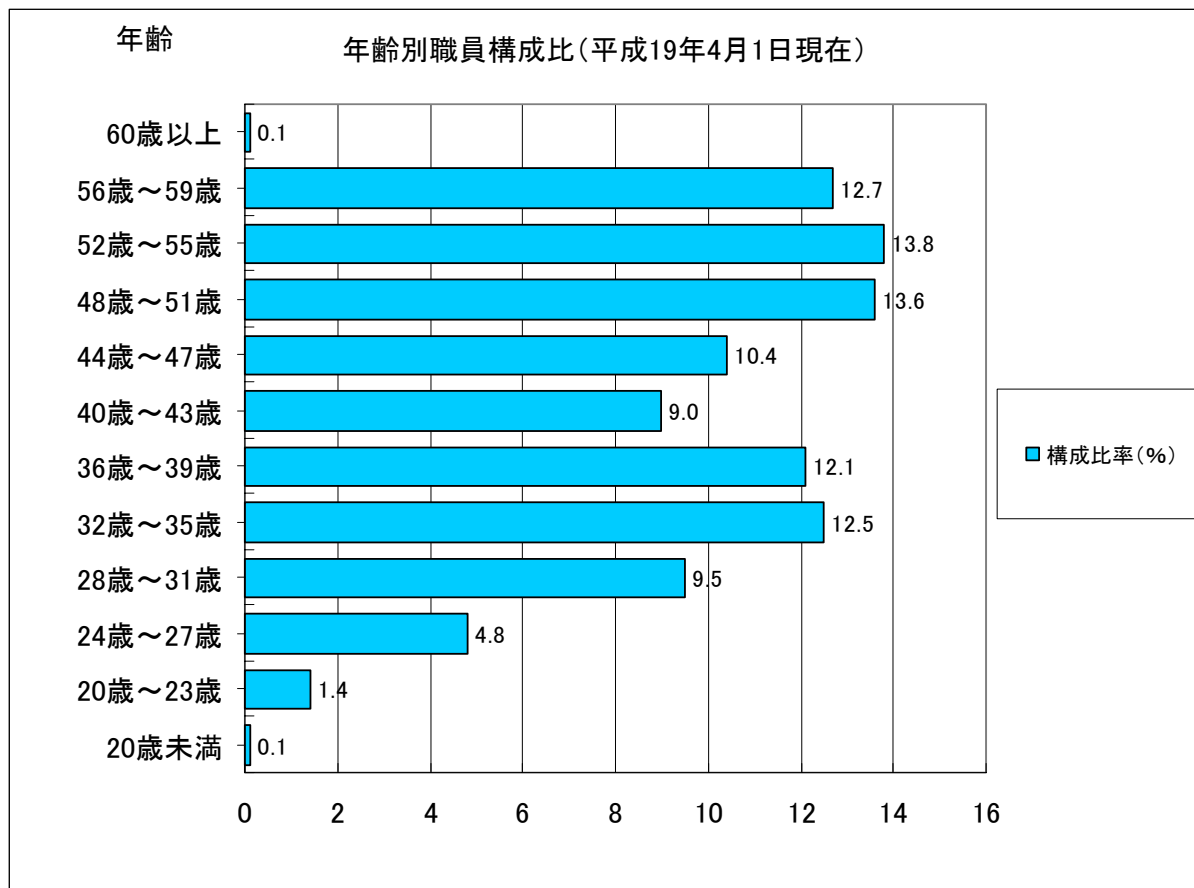
注 職員数は教育長を含む一般職に属する職員数で、退職者や派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(4) 年齢別職員構成の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 }	24歳 }	28歳 }	32歳 }	36歳 }	40歳 }	44歳 }	48歳 }	52歳 }	56歳 }	60歳以上	計
職員数	1人	24人	83人	163人	215人	208人	155人	178人	234人	238人	218人	2人	1,719人

※ 60歳以上が2人となっているのは、診療所医師及び教育長です。



※ 今治市では昨年度策定されました「定員適正化計画」に基づき、職員を5年後には今よりさらに100人削減する予定です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計・決算状況調査より）

区分	H17年度 A	H18年度 B	差 (B - A)
	千円	千円	千円
歳出総額	69,206,138	68,130,137	▲1,076,001
職員給	9,714,932	9,489,456	▲225,476
歳出総額に対する割合	14.0%	13.9%	▲0.1%

(2) 平成19年度給与費の状況（普通会計予算）

職員数 A	給与費				1人当たり 平均給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
1,563	5,989,276	1,180,082	2,425,268	9,594,626	6,138

注1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 普通会計とは、全会計から公営企業会計を除いたものです。

(3) ラスパイレス指数の状況

(平成18年4月1日現在)

今治市	全国市平均
90.3	97.4

注 ラスパイレス指数とは、市職員の学歴別・経験年数別構成等が国と同一であると仮定して平均給与額を算出し、国家公務員の平均給与額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況

(平成19年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
331,569円	43歳 11月	249,282円	49歳 5月

注 一般行政職とは、消防、保健師、栄養士、保育士など専門職以外の職員です。

(5) 初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		今治市		国(Ⅱ種)	
		初任給	採用2年経過後の 給料月額	初任給	採用2年経過後の 給料月額
一般 行政職	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	148,000円
技能	高校卒	135,600円	145,100円	135,600円	145,100円
労務職	中学卒	127,700円	135,600円	127,700円	135,600円

(6) 経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,775円	305,366円	352,230円
	高校卒	212,600円	254,788円	271,100円
技能労務職	高校卒	—	206,200円	237,266円
	中学卒	—	—	(21年) 206,200円

(7) 期末手当、勤勉手当の状況

(平成19年4月1日現在)

今治市		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(8) 退職手当の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	今治市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続30年	41.50月分	50.70月分	41.50月分	50.70月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置		定年前早期退職 特例措置 (45歳～) (12～40%加算)		定年前早期退職 特例措置 (50歳～) (2～20%加算)
一人当たり平均 支給額(18年度)	5,577千円	24,372千円		

注 退職手当の一人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職員に支給された平均額です。
その他の加算措置により退職手当額は一時的に増加していますが、中長期的な視点で見ると、人件費の抑制につながっています。

(9) 特殊勤務手当の状況（平成19年4月1日現在）

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給するものです。

区 分		全職種
支給実績（18年度決算）		18,694千円
支給職員1人当たりの平均支給年額		43,985円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		24.2%
手当の種類（手当数）		33
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
徴収手当	税等外勤して滞納金の徴収及び納入の督促に従事する職員	日額 300円
滞納処分手当	税等の差押え又は搬出業務に従事する職員 (交付要求等書類手続業務を除く。)	1件 300円
防疫手当	1類、2類及び3類感染症の防疫作業に従事した職員	1件 300円
ケースワーカー手当	要保護世帯調査のため外勤した職員	日額 300円
死亡人取扱手当	死体処理に従事した職員 (ただし、養護老人ホームに勤務する職員にあつては、1体1,000円)	1体 10,000円
死亡人取扱手当	死亡人取扱(疾病による場合を除く。)に従事した消防吏員	1件 1,000円 又は 3,000円
行旅病人救護手当	行旅病人を救護した職員	1件 1,000円
ごみ処理施設内作業手当	ごみ処理施設内で整備、修理、運転等作業に従事した職員	日額 600円
し尿処理施設清掃等手当	し尿採取若しくは汚泥除去又はし尿貯留槽内の点検、清掃若しくは修繕に従事した職員	日額 300円
最終処分場内作業手当	最終処分場内で整備、修理、運転等作業に従事した職員	日額 600円

清掃等作業手当	ごみ収集、急傾斜法面における除草若しくは清掃、汚泥除去又は污水管渠内作業に従事した職員	日額 300 円
犬猫等取扱手当	犬猫死体処理又は野犬等捕獲作業に従事した職員	1 件 300 円
火葬作業手当	死体の火葬に従事した職員	1 件 300 円
非常時海上作業手当	栈橋昇降等非常時において港湾施設内等で海上作業を伴う業務に従事した職員	日額 500 円
用地交渉手当	用地買収(補償を含む。)交渉事務に従事した職員	日額 200 円
高所危険手当	建築現場等で地上10メートル以上の壁面で作業に従事した職員	日額 200 円
高所危険手当	地上5メートル以上の箇所でタンク等の点検作業に従事した消防職員	日額 200 円
高所作業手当	地上10メートル以上の屋外で行う消火作業又は救急救助作業(訓練を含む。)に従事した消防吏員	1 件 200 円
高木せん定手当	樹木のせん定で地上3メートル以上の高所で作業に従事した職員	日額 200 円
消毒手当	樹木等の消毒作業に従事した職員	日額 500 円
深夜呼出勤務手当	深夜(22時～5時)に召集され、緊急業務に従事した職員	1 件 1,000 円
深夜呼出勤務手当	深夜(22時～5時)に召集され、緊急業務に従事した消防吏員(時間外勤務手当を支給される消防吏員を除く。)	1 件 1,000 円
変則勤務手当	午前7時以前又は午後9時以降に勤務時間を割り振られた職員	日額 300 円
消火作業手当	消火(原因調査を含む。)救助作業に従事した消防吏員	1 件 200 円
消防勤務手当	休憩時間を制限され勤務に従事した消防職員	1 勤務日 100 円 又は 200 円

大型消防車両運転業務手当	火災又は救助(訓練を含む。)で出動し、大型消防車両運転業務に従事した消防吏員	1勤務日 200円
通信指令業務手当	火災の出動命令を行った消防吏員	1勤務日 200円
救急出動手当	救急救命業務又は救急業務に従事した消防吏員及び救急救命士	1件 500円 又は 200円
潜水手当	潜水用具を使用して潜水作業(訓練を含む。)に従事した消防吏員	1件 500円
船舶乗務手当	船舶海技の資格を有する消防吏員が船舶乗務をした場合(訓練を含む。)	1勤務日 200円
危険手当	市営船舶にて危険物の運行に従事した職員	1回 1,500円
漏水作業手当	汚泥等を伴う公道面漏水の復旧に従事した職員	日額 300円
停水処分手当	給水の停止処分に従事した職員	1件 300円

(10) 時間外勤務手当の状況

(平成18年度実績)

区 分	全職種
支給総額	344,011千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	294,025円

(11) その他の主な手当

(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について6,500円 ・配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円 ・高校生・大学生については、5,000円加算	同

住居手当	<p>①借家・借間 ○月額 23,000 円以下の家賃の場合 家賃額－12,000 円 ○月額 23,000 円を超え 55,000 円未満の家賃の場合 (家賃額－23,000 円) ×1/2+11,000 円 ○月額 55,000 円以上の家賃の場合 27,000 円</p> <p>②持家居住者 月額 3,500 円</p>	<p>持家居住者 5 年以内 月額 2,500 円</p>
通勤手当	<p>①交通機関など利用者・・・定期券等購入代金相当額・限度額 55,000 円 (西瀬戸自動車道利用者は別途限度額設定)</p> <p>②交通用具使用者 2～ 5km 2,000 円 5～10km 4,100 円 10～15km 6,500 円 15～20km 8,900 円 20～25km11,300 円 25～30km13,700 円 30～35km16,100 円 35～40km18,500 円 40～45km20,900 円 45～50km21,800 円 50～55km22,700 円 55～60km23,600 円 60km 以上 24,500 円</p>	<p>西瀬戸自動車道 利用者以外は 同じ</p>
管理職手当	<p>管理又は監督する地位にある職員に対して支給</p> <p>○給料月額に 100 分の 20 を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額 (現在は、支給額の 10%減額をしています。)</p>	<p>同</p>
管理職員特別 勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が、臨時または緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>○支給に応じて 6,000 円～10,000 円/1 回の定額</p>	<p>同</p>
宿日直手当	<p>職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を行った場合に支給</p> <p>○4,200 円/1 回</p>	<p>同</p>
休日勤務手当	<p>休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>○勤務 1 時間につき、1 時間当たりの支給額に 100 分の 135 を乗じた額</p>	<p>同</p>
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>○勤務 1 時間につき、1 時間当たりの時間外勤務手当の割増率に 100 分の 25 を加算して乗じた額</p>	<p>同</p>
地域手当	<p>民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給 (東京都特別区内へ派遣している職員が該当)</p> <p>○給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、規則で定める区分に応じ、100 分の 18 以内の割合を乗じて得た額</p>	<p>同</p>

(12) 特別職の報酬等の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当
市 長	984,000円	6月期 1.60月分
副市長	809,000円	12月期 1.75月分
		計 3.35月分
議 長	586,000円	6月期 1.60月分
副議長	530,000円	12月期 1.75月分
議 員	493,000円	計 3.35月分

(13) 教育長の給料の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	給料月額	期末手当
教育長	671,000円	6月期 1.60月分
		12月期 1.75月分
		計 3.35月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	午前8時30分	午後5時15分	45分間	午前・午後に各1回15分

注 業務の都合により、始業、終業が異なる場合があります。

(2) 週休日、休日について

週休日	日曜日及び土曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日

注 特別の形態によって勤務する必要がある職員（消防職や図書館などの施設に勤務する職員）については、週休日等の割振りを別に定めています。

(3) 休暇の種類

(平成19年4月1日現在)

種類		休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	1の年ごとに与えられる休暇で、職員が希望する時期に理由を問われることなくとることができる	1暦年につき20日 (20日以内の繰越があります)
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 ・結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間

	特別休暇	結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合	<p>(主な休暇)</p> <p>産前休暇：8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで</p> <p>産後休暇：出産の日の翌日から8週間</p> <p>忌引休暇：配偶者の場合7日など</p> <p>結婚休暇：連続する7日の範囲内</p> <p>・その他、骨髄提供者になる場合や、ボランティア活動に参加する場合等に特別休暇が付与されます。</p>
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(4) 休業について

(平成19年4月1日現在)

種類	内容
育児休業	職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することができる制度です。(無給)
部分休業	職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を越えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。(無給)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成18年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成18年度における分限処分数は12件で、内訳は以下のとおりです。

(単位：件)

処分事由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	12	0	12
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し、起訴された場合	0	0	0	0	0

注 休職処分者数には、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含みます。

(2) 懲戒処分の状況（平成18年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成18年度における懲戒処分数は4件で、内訳は以下のとおりです。

(単位：件)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	3	3

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況（平成18年）

平均取得日数 7.8 日

（注）年次有給休暇は暦年で付与されるため、日数は H18. 1. 1 から H18. 12. 31 の間の日数です。

(2) 育児休業等の取得状況（平成18年度）

（単位：人）

区 分	男性	女性	合計
育児休業取得対象者数（18年度新規）	17	12	29
うち育児休業取得者数	0	12	12
うち部分休業取得者数	0	0	0

(3) 介護休暇の取得状況（平成18年度）

（単位：人）

区 分	男性	女性	合計
介護休暇取得者数	0	2	2

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

(平成 18 年度実績)

区分		内容及び派遣先	実施日数		
集合研修	階層別研修	新規採用職員研修	8 日		
		採用 5 年目職員研修	2 日		
		中堅職員（採用 9 年目）研修	2 日		
		係長昇任者研修	3 日		
		課長補佐昇任者研修	2 日		
		課長級昇任者研修	1 日		
	特別研修	交通安全研修	2 日		
		人権同和問題研修	2 日		
		臨時事務職員研修	3 日		
		市職員採用候補者採用前研修	1 日		
		クレーム対応力強化研修	2 日		
		コーチング研修	2 日		
		普通救命（AED）講習	4 日		
		アントレプレナーシップ（企業家精神）研修	1 日		
		人事考課制度研修	8 日		
		メンタルヘルス研修	2 日		
		パソコン研修	10 日		
		派遣研修	専門研修機関	愛媛県研修所	
				市町村アカデミー	
国際文化アカデミー					
全国建設研修センター					
自治大学校					
四国地方整備局					
自己啓発研修		国内自主研修、通信教育講座など			

(2) 勤務成績の評定の状況(平成18年度)

地方公務員法に基づき、職員に割り当てられた職務と責任の遂行実績を分析的に評価し、個々の能力や適性に応じ職員を配置、昇任及び昇格させています(管理職のみ)。

評価方法は、他の職員との比較による相対評価ではなく、「成績(目標達成)」、「意欲・態度」および「能力」の項目について一定の基準を設定し自分を評価(点数化)、その結果について一次考課者、二次考課者が考課を行うという絶対(総合)評価方式をとっています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

(平成18年度)

区 分	金 額
愛媛県市町村職員共済組合への負担金	1, 7 8 0, 2 4 7 千円
愛媛県公立学校共済組合への負担金	1 9, 4 2 6 千円
愛媛県市町村互助会への負担金	1 3, 2 6 5 千円
今治市職員福利厚生会への補助金	1 6, 6 7 7 千円
今治市消防職員福利厚生会への補助金	2, 6 1 3 千円

(2) 公務災害等の認定状況(平成18年度)

(単位：件)

公務災害	通勤災害	計
1 2	3	1 5

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成18年度)

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。

(単位：件)

区 分	平成17年度末 係属件数	平成18年度中 措置要求件数	平成18年度中 終結件数	平成19年度へ の 繰越件数
給 与	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0
福利厚生	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成18年度）

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。

(単位：件)

区 分		平成17年度末 係属件数	平成18年度中 不服申立件数	平成18年度中 終結件数	平成19年度へ の 繰越件数
分限処分	免職	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0
懲戒処分	免職	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0

(5) 苦情処理の状況（平成18年度）

勤務条件や不服申立てに必ずしも至らないような人事管理上の職員の苦情や相談に応じるものです。平成18年度に「苦情相談」は出ていません。